

情報発信プラットフォーム運営業務公募型プロポーザル実施要領

1 事業の目的

県内外の人々が参加・交流する情報発信のプラットフォームである「フェイスブック」及び「インスタグラム」について、これまで重ねてきた取組を土台に、引き続き、四季折々の風景や地域の特産品、歴史、伝統文化、復興に向けて力強く前に進むふくしまの今など、福島が誇る魅力を効果的に国内外に発信して、風評払拭と風化防止につなげていく。

2 委託内容

(1) 委託事業名

「情報発信プラットフォーム運営業務」

(2) 事業内容

ア 県公式フェイスブック「ひとつ、ひとつ、実現する ふくしま」の企画・運営（アカウント名：福島県）

① 記事の編集に関する業務（必要に応じて）

- ・ 県から提供された記事の原稿をリライトすること。
- ・ 県から提供する写真素材の中から適切な写真を選定し、必要な加工等を行うこと。
- ・ 県の投稿記事に必要な写真撮影及び提供を行うこと。

② 独自企画記事の作成

- ・ いいね！の獲得及び新規フォロワー数の増加につながる独自企画記事（企画テーマは2件以上、うち1件はインバウンド企画）を作成して投稿すること。

③ コメント等へのリプライに関する業務

- ・ 投稿記事にコメントが寄せられた場合、リプライ案を作成し、投稿すること。（1投稿につき原則1回リプライ）

④ カバー画像に関する業務

- ・ 毎月初めに、季節に合った写真をカバー画像に設定すること。
- ・ カバー画像に必要な写真の撮影、収集及び加工等を行うこと。

⑤ 危機管理に関する業務

- ・ 運用上の支障となる事象（大量の書き込み、誹謗中傷の書き込みなど）が発生した場合には、県に対し運用の助言を行い、県と協議の上、適切に対応すること。

イ 県公式インスタグラム「ひとつ、ひとつ、実現する ふくしま」の企画・運営（アカウント名：realize_fukushima）

① 記事の編集に関する業務

- ・ 投稿に必要な写真の撮影、収集及び原稿作成をして、週5回以上の投稿を行うこと。

② 独自企画記事の作成

- ・いいね！の獲得及び新規フォロワー数の増加につながる独自企画記事（企画テーマは2件以上、うち1件はインバウンド企画）を作成して投稿すること。

③ 投稿のリポストに関する業務

- ・福島県の魅力を広く発信するため、県が指定するハッシュタグを付けて福島県内で撮影・投稿された写真や動画を、年間12回以上リポストすること。
- ・対象となる投稿は、指定ハッシュタグ付き投稿の中からアカウントに適したものを選定し、委託者と合意のうえ決定する。選定後、委託者が定める手順に従いリポストすること。
- ・リポスト業務及び指定ハッシュタグの周知を図るため、Instagram広告を企画し、運営すること。

④ コメント等へのリプライに関する業務

- ・投稿記事にコメントが寄せられた場合、リプライ案を作成し、投稿すること。（1投稿につき原則1回リプライ）

⑤ 危機管理に関する業務

- ・運用上の支障となる事象（大量の書き込み、誹謗中傷の書き込みなど）が発生した場合に、県に対し運用の助言を行い、県と協議の上適切に対応すること。

ウ 効果測定・レポート

- ・本事業による情報発信の効果データを測定、要因分析を行い、以降の投稿に役立てるよう県に助言をすること。
- ・分析の結果を、月1回レポートとして報告すること。

エ 職員研修

- ・県職員及び市町村職員向けに情報発信に関する研修会を実施することとし、講師を含め内容を提案すること。
- ・研修講師、会場の手配、資料の準備及び当日の運営を行うこと。
- ・やむを得ない事情で研修会を開催できない場合は、「SNS等の情報発信の向上に資する」研修動画を作成すること。

3 委託業務期間

契約日から令和9年3月31日（水）まで

4 委託費の上限

6,979千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

5 応募資格

企画提案書を提出する者（以下「提出者」という。）に必要な資格（以下「参加資格」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 本実施要領を公示した日から契約締結日までの期間において、本県及び国の機関における入札参加資格制限措置要綱等の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと（国の機関に係るものは贈賄、独占禁止法違反行為、公契約関係競売等妨害等に起因する案件に限る。）。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか次に掲げる者でないこと。
 - ア 役員等（提出者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、提出者が法人である場合にはその役員、その支店又は契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員である者（以下「暴力団員」という。）。
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者。
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者。
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。
- (5) 提出者が暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者でないこと。
- (6) 福島県の県税を滞納している者でないこと。
- (7) 消費税または地方消費税を滞納している者でないこと。

6 質問等の受付

質問については、以下により受け付けます。

(1) 受付期間

令和8年3月5日（木）17時まで（必着）

(2) 提出方法

「質問書」（様式第1号）を広報課へ電子メール又はFAXにより提出してください。

電子メールの件名は「情報発信プラットフォーム運営業務に関する質問」とし、電子メール、FAXとも電話にて送付した旨お知らせください。

なお、電話による質問の受付は行いません。

(3) 回答

質問に対する回答は、令和8年3月9日（月）17時までに福島県広報課ホームページに掲載します。（個別の回答は行いません。）

7 参加申込書の提出

プロポーザルに参加する意思のある者は、「参加申込書」（様式第2号）を以下により提出してください。

なお、この提出がない者の企画提案は受け付けません。

(1) 提出期限

令和8年3月12日（木）17時まで（必着）

(2) 提出方法

広報課へ電子メール、郵送又は持参

※ 電子メールの件名は「情報発信プラットフォーム運営業務への参加申込」としてしてください。

※ 持参による提出の受付時間は、県庁開庁日の8時30分から17時15分までとします。ただし、令和8年3月12日（木）は17時までとします。

8 企画提案書等の提出

プロポーザルに参加する意思のある者は、「参加申込書」（様式第2号）の提出を行った上で、企画提案書等を以下により提出してください。

(1) 提出期限

令和8年3月18日（水）17時まで（必着）

(2) 提出方法

広報課へ郵送又は持参

※ 持参による提出の受付時間は、県庁開庁日の8時30分から17時15分までとします。ただし、令和8年3月18日（水）は17時までとします。

(3) 企画提案書等

ア 企画提案書及び工程表（様式任意。ただし、日本産業規格A4判とする。）

イ 事業経費積算書（様式任意。ただし、日本産業規格A4判とする。）

ウ その他企画提案を説明するのに必要な書類

エ 団体概要（様式第3号）

(4) 提出部数

8部（正本1部、副本7部）

9 企画提案書の内容

以下の事項に留意し作成・提案すること。

(1) 業務実施方針や業務全体の基本的な考え方を記載すること

(2) 業務内容について

ア 運用体制

業務分担などの実施体制、全体的なスケジュールなどを記載すること。

イ フェイスブック

独自企画記事（企画テーマは2件以上、うち1件はインバウンド企画）を
投稿回数等も含めて提案すること。

ウ インスタグラム

通常投稿の方針ほか、独自企画記事（企画テーマは2件以上、うち1件は
インバウンド企画）を投稿回数等も含めて提案すること。

エ 効果測定

効果測定や要因分析の方法等を提案すること。

オ 職員研修

研修内容（講師含む）について、回数等も含めて提案すること。

カ その他提案事項（任意）

上記以外の企画提案や、提案者がアピールできる点について自由に記載す
ること。

(3) その他

同種業務の受託実績がある場合には、受託時期、契約の相手方（公的団体又
は民間の別）及び受託内容を記載すること。

10 企画提案書等の提出に際しての留意事項

(1) 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となる場合があります。
す。

ア 提出期限を過ぎて参加申込書が提出された場合

イ 提出書類に虚偽の内容の記載がされていた場合

ウ 提出書類に不備があった場合

エ 委託費の上限を上回る提案があった場合

オ プロポーザル審査委員会の委員又は関係者に企画提案書に対する援助を直
接的又は間接的に求めた場合

カ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

- キ 参加申込書の提出期限から当該業務の契約締結日までの期間内に、提案者又は役員が刑法に定める容疑により逮捕又は起訴された場合
- ク 本実施要領に違反すると認められる場合
- ケ その他、福島県が予め指示した事項に違反した場合
- (2) 複数提案の禁止
プロポーザル参加者は、複数の企画提案書の提出を行うことはできません。
- (3) 辞退
参加申込書（様式第2号）を提出した後に辞退する際には、辞退届（様式任意）を提出してください。
- (4) 費用負担
プロポーザルに要する経費等は、参加者の負担とします。
- (5) その他
 - ア 参加者は、参加申込書（様式第2号）の提出をもって、本実施要領の記載内容を承諾したものとみなします。
 - イ 提案の実現可能性を検討するため、必要に応じて提案者に対し、任意で追加資料の提出を求めることがあります。
 - ウ 提出された企画提案書等は、返却しません。
 - エ 提出された企画提案書等に係る第三者からの公文書開示請求に関しては、参加者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、開示しません。
 - オ 本事業は、令和8年度予算として執行するものであることから、事業は予算が可決され、予算の執行が可能となったときに確定します。

11 プロポーザルの審査に関する事項

(1) 審査方法

公募型プロポーザルによる各団体等から提出のあった企画提案書等について、書面審査により評価し、業務委託予定者（単独随意契約の予定者）を選定します。なお、プロポーザル参加者が1社の場合、全審査委員の合計得点の平均が6割以上であることを業務委託者選定の条件とします。

また、総得点と同点となった場合、審査委員会による協議の上、業務委託予定者を決定します。

(2) 審査基準及び配点

審査項目	配点	評価基準
総括事項	15点	<ul style="list-style-type: none"> ・本県及び本県の情報発信に関する理解度 ・これからの情報発信に対する先見性 ・運用体制、計画の実現可能性
フェイスブック	20点	<ul style="list-style-type: none"> ・企画内容、独自性、写真の収集方法 ・新規フォロワー獲得へ向けた創意工夫

インスタグラム	40点	・企画内容、独自性、写真の収集方法 ・新規フォロワー獲得へ向けた創意工夫
効果測定	5点	規模、的確性
研修	10点	内容、講師、研修の効果
業務の実施体制	5点	業務遂行能力、同種業務の受託実績
事業費	5点	事業費の妥当性

(3) 通知等

審査の結果は、プロポーザル参加者全員に通知します。

また、審査結果は広報課のホームページに掲載し、業務委託予定者を公表します。

なお、選定されなかった者は、その通知が到達した日から起算して10日（土曜日及び日曜日を除く）以内に、書面により選定されなかった理由についての説明を求めることができます。

また、その回答は、書面が到達した日から起算して10日（土曜日及び日曜日を除く）以内に行います。なお、説明請求に対する回答の内容は「請求者及び最優秀者の企業名と審査時の総得点」を公表するものとします。

(4) 契約の締結等

ア 仕様書の協議等

選定した業務委託予定者と福島県が協議し、委託契約に係る仕様を確定した上で契約を締結します。

なお、仕様書の内容は業務委託予定者が提案した内容を基本としますが、提案内容のとおりには反映されない場合もあります。

イ 契約金額の決定

契約金額は協議結果に基づき仕様書を作成し、これに基づき改めて見積書を徴取し決定します。

なお、見積金額は委託費の上限価格を超えないものとします。

ウ その他

業務委託予定者と福島県との間で行う協議が整わない場合又は業務委託予定者が契約を辞退した場合は、審査結果において総合評価が次点であった応募者と協議します。

12 スケジュール

令和8年2月27日（金）	プロポーザル実施要領の公表
令和8年3月5日（木）17時まで	質問書の提出期限
令和8年3月9日（月）17時まで	質問書への回答
令和8年3月12日（木）17時まで	参加申込書の申込期限
令和8年3月18日（水）17時まで	企画提案書等の提出期限
令和8年3月下旬（予定）	審査結果の通知

令和8年4月 1日（水）（予定） 契約締結

13 問合せ先及び各種書類の提出先

〒960-8670 福島市杉妻町2-16

福島県広報課（担当：渡邊）

電話：024-521-7014

FAX：024-521-7901

E-Mail：kouho@pref.fukushima.lg.jp